

健康づくり助成事業利用要項 【事業所実施・グループ実施】

1. 目的

組織として健康づくりに取り組み、疾病の予防と健康増進を図る

2. 利用資格

実施日において当健康保険組合の被保険者（被扶養者は対象外）

3. 対象事業

事業所単位、グループ（職場）単位（以下、グループ単位）で組織的な決裁を受けた事業

- (1) 当健康保険組合の保健事業として相応しい行事であること
- (2) 事業は事業所単位、グループ単位で行うこととする

※事業所実施・グループ実施の場合は、代表者による事前申請が必要

4. 補助

健康ポータルサイト Pep Up（以下、Pep Up）からの申請により被保険者1人あたり1回につき1,000 Pep ポイントを付与する

補助は事業所単位、グループ単位、個人併せて1人あたり年度内2回までとする

* Pep Up の新規登録方法は、聖隷健康保険組合ホームページ内『健康ポータルサイト Pep Up』参照

5. 申請方法

(1) 代表者による事前申請

代表者は実施日の1か月前までに指定のメールアドレスに健康づくり助成事業

【事前申請書】を送信する

送信先メールアドレス：kenpo-moushikomi@sis.seirei.or.jp

- ① 事業所名
- ② 代表者氏名
- ③ 連絡先
- ④ 実施予定日
- ⑤ 対象事業名
- ⑥ 参加者予定数
- ⑦ 実施事業に関する書類1点を添付
(例：マラソン大会概要資料や衛生委員会の議事録等)
- ⑧ 事業所承認・捺印

↓

メール受診後、健保にて精査を行い1週間以内に健保より代表者へ承認の有無を回答するが、内容によっては認められない場合もある

【以降は (1) により承認された場合】

(2) 代表者による事業実施後申請と参加者への案内

事前申請を行った代表者は、実施後 2 週間以内に申請書類を健保指定のメールアドレスに送信する

送信先メールアドレス：kenpo-moushikomi@sis.seirei.or.jp

〈申請書類〉

- ① 健康づくり助成事業 【実施報告書】
- ② 参加者名簿 (Excel データで提出) * 健保加入者であることを確認のこと
- ③ 参加が証明できる資料 1 点 (領収書もしくは大会に参加した記録証など)

↓

健保にて精査を行い承認後、

代表者に結果報告(Pep Up 申請事業名)と個別申請の期限を連絡する

↓

代表者は健保より承認された旨の結果報告を受けたら参加者に Pep Up にて「個人による申請」を行うよう案内をする

(3) 参加者による個別申請 (Pep Up)

《申請期限：事業実施日から 2 ヶ月以内》

PC・スマートフォンからの申請の場合

Pep Up にログイン→ホーム画面『メニュー』内の『各種申請』→申請一覧
→参加された事業名を選択 (例：〇〇地区ソフトボール大会)

スマートフォン(アプリ)からの申請の場合

Pep Up にログイン→ホーム画面『その他』内の『各種申請』→申請一覧
→参加された事業名を選択 (例：〇〇地区ソフトボール大会)

- ① 代表者も Pep Up からの申請を行う
- ② Pep Up 申請一覧 (参加された事業名) より、必要事項を入力する
- ③ 事業所実施やグループ実施で参加された場合、代表者が提出した健康づくり助成事業【実施報告書】の写真を添付
- ④ Pep Up 申請後は承認待ちの状態になる

6. 個別申請後について

健保が Pep Up からの申請を確認したら代表者から事前に提出された参加者名簿(Excel データ)と突合し審査を行う

承認の場合、申請者に対し、後日 Pep ポイントを付与する

7. その他

- ・実施中の事故につきましては、責任を負いかねます。
- ・参加した感想はけんぽだより等に掲載させていただく場合があります。
- ・Pep Up 利用には登録が必要です。
新規登録の場合「本人確認用コード」が必要ですが、紛失している場合は登録までに時間がかかりますので事業実施前に新規登録を済ませてください。
- ・事業実施日から2か月を過ぎた場合はどのような理由であってもPepポイントは付与されませんのでご注意ください。
- ・事業の取り下げ・天候による延期等があった場合には、速やかに聖隷健保へご連絡下さい。

2026年7月改訂